附　則

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の特例）

第三条　法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項及び第七条第一項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第七条第一項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を業務方法書に記載するものとする。

一～三　（略）

四　法附則第五条第一項第一号の助成金の交付に関する事項

五　法附則第五条第一項第二号の資金の出資に関する事項

六　法附則第五条第一項第三号の債権の出資に関する事項

七　法附則第六条第一項の利子補給金の支給に関する事項

八　法附則第七条第一項第一号の土地の取得に関する事項

九　法附則第七条第一項第二号の土地の処分に関する事項

十　法附則第七条第一項第三号の宅地の造成及び関連施設の整備並びに宅地及び関連施設の管理及び譲渡に関する事項

2　法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項及び第七条第一項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第八条中「特例業務が行われる場合」とあるのは「特例業務が行われる場合並びに法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項及び第七条第一項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合」と、「次に掲げる業務ごと及び」とあるのは「次に掲げる業務ごと並びに」と、「第二十七条第一項の特例業務」とあるのは「第二十七条第一項の特例業務並びに同法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項及び第七条第一項に規定する業務」とする。

（機構の行う会社等への助成金の交付等の認可）

第五条　機構は、法附則第五条第二項の規定による認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

（削る）

附　則

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の特例）

第三条　法附則第四条第一項及び第五条第一項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第七条第一項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を業務方法書に記載するものとする。

一～三　（略）

四　法附則第五条第一項の資金の貸付け又は助成金の交付に関する事項

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

2　法附則第四条第一項及び第五条第一項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第八条中「特例業務が行われる場合」とあるのは「特例業務が行われる場合並びに法附則第四条第一項及び第五条第一項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合」と、「次に掲げる業務ごと及び」とあるのは「次に掲げる業務ごと並びに」と、「第二十一条第一項の特例業務」とあるのは「第二十一条第一項の特例業務並びに同法附則第四条第一項及び第五条第一項に規定する業務」とする。

（機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子貸付け及び助成金の交付の認可）

第五条　機構は、法附則第五条第二項の規定による認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　無利子の資金の貸付けの業務

イ　貸付先

ロ　次に掲げる鉄道施設等（法附則第五条第一項に規定する鉄道施設等をいう。以下この項において同じ。）の整備の別を明らかにした貸付金の使途

(1)　北海道旅客鉄道株式会社又は四国旅客鉄道株式会社が行う輸送の安全の確立のための鉄道施設等の整備であって、国土交通大臣が告示で定めるもの